

熊本県情報化施策推進方針

～ I C T（情報通信技術）を活用した地域活性化に向けて～

平成 2 5 年 7 月策定

平成 2 6 年 7 月改定

平成 3 0 年 3 月改定

熊 本 県

目 次

1	情報化施策推進方針について	1
2	現状及び課題	2
	(1) 社会情勢	
	(2) 国の動向	
	(3) 今後の課題	
	①地域情報化	
	②庁内情報化	
3	基本方針	5
	(1) 地域情報化の取組み方針	
	①地域情報化のための基盤整備	
	②ICTを活用した課題解決と地域活性化	
	③情報セキュリティの確保	
	④ICTを有効活用できる人材の育成	
	(2) 庁内情報化の取組み方針	
4	推進体制	7

1 情報化施策推進方針について

「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」では、地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、自主的な施策を策定し実施する責務を有するとされています。

I C T（情報通信技術）の進展により、社会構造は大きく変化しており、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて多種多様かつ大量のデータが流通する「データ大流通時代」が到来し、「データ」の上で、ヒト、モノ、カネが活きる社会、すなわち「データがヒトを豊かにする社会」が実現しつつあります。

また、本県では、平成28年12月に「熊本復旧・復興4カ年戦略」を策定し、国・市町村・企業・民間団体・県民と力を合わせて、「災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」を目指すこととしています。

この「情報化施策推進方針」（以下「本方針」という。）は、社会情勢、国の政策、「熊本復旧・復興4カ年戦略」、及びこれまでの情報化施策の取組みを踏まえ、本県における地域情報化及び庁内情報化の方向性を明らかにすることにより、情報化施策をより総合的、効果的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 現状及び課題

(1) 社会情勢

スマートフォンの普及に伴い、SNS^{※1}の利用が定着し個人の情報発信力が向上するとともに、スマートフォンを利用したショッピング、バンキング等の経済活動も増加し、膨大な「ヒト」のデータが生成されています。また、端末などのセンサー技術の小型軽量化、低コスト化により、「モノ」のインターネット（IoT^{※2}）の普及も進み、データ活用による新たな価値創造の可能性が高まっています。このような環境の変化に伴い、膨大なデータ、すなわちビッグデータを分析・活用するための人工知能（AI^{※3}）について、注目が集まっています。

また、県内に甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震では、携帯メールやSNSなど、携帯電話やスマートフォンによる情報伝達手段が多く活用されるとともに、災害用統一SSID^{※4}「00000 JAPAN」の公衆無線LANサービスが初めて実運用されるなど、ICTが災害時の情報伝達・情報共有に大きな役割を果たしました。

2019年の国際スポーツ大会や2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて新たな社会経済活動や地域課題の解決へICT活用に期待が高まる中、個人情報やプライバシーの保護、情報セキュリティ強化への対応も求められています。

(2) 国の動向

国においては、平成13年に「e-Japan戦略」を策定し、以降、数次にわたり戦略の見直しを行い、平成25年6月には、新たなIT戦略として「世界最先端IT国家創造宣言」が策定され、世界最高水準のIT利活用社会の実現を目指し、インフラ整備やICT活用促進の取組みが進められてきました。

これまでの成果とIT関連技術の進展、利用環境面の変化を踏まえ、平成29年5月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会の実現に向け取り組んでいくこととされました。

また、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として番号制度が導入され、平成28年1月から個人番号（マイナンバー）の利用が始まっています。

- ※1 SNS
Social Networking Service(Site)の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。
- ※2 I o T
Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。
- ※3 AI
Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。
- ※4 SSID
Service Set ID の略。無線 LAN におけるアクセスポイントを識別するための ID。

（3）今後の課題

県では、社会情勢やICTの変化に柔軟に対応するため、それまで4年ごとに策定していたITプランを見直し、平成25年7月に本方針を策定し、「情報通信技術（ICT）を活用した地域活性化」に向け、様々な取り組みを実施してきました。

超高速ブロードバンドの整備促進、無料公衆無線LAN整備等を通じた地域情報化や仮想化技術等を利用した庁内システムのコスト削減、インターネット分離等のセキュリティ強化による庁内情報化を進めてきましたが、一方でICTの革新が急速に進む中、今後取り組むべき新たな課題も見えてきました。

①地域情報化

○地域情報化のための基盤整備

スマートフォンの普及に伴い、情報共有・情報伝達等のコミュニケーションをはじめ、あらゆる分野において、スマートフォンを通じたサービス提供が拡大していること、また、国際イベント等によるインバウンド需要の拡大が見込まれることから、公衆無線LANの需要が高まっています。

また、超高速ブロードバンドの整備は、多種多様かつ大量のデータの活用を進めるうえでの要素としても重要です。

しかし、民間事業者による超高速ブロードバンドの整備は、採算性により都市部を中心に進められていることから、地域間格差が生じており、引き続きその解消が求められています。

○ICTを活用した課題解決と地域活性化

平成28年熊本地震の経験を本県のみならず我が国における今後の災害対策に活かすため、また、創造的復興に向け、企業の生産性・収益向上及び新たなイノベーション創出等にICTの活用が求めら

れています。

また、超少子高齢化に向かいつつある中、生産年齢人口の減少、安全・安心の確保、地域活性化等の諸課題への取組みとして、A I ・ I o T 関連技術やビッグデータの適正かつ効果的な活用による高品質なサービスの実現が求められています。

○情報セキュリティの確保

情報セキュリティについては、標的型攻撃、W e b 改ざん等に加え、ランサムウェア^{※5}等による新たな攻撃が世界規模で発生しており、情報セキュリティについての最新情報の把握と利用者の意識の向上、適切な対策が求められています。

○ICTを有効活用できる人材の育成

地域における情報基盤の整備とICTの活用を推進するため、また、データを活用した新たなイノベーション創出等、それらを担う人材の育成が重要になっています。

※5 ランサムウェア

「Ransom（身代金）」と「Software（ソフトウェア）」を組み合わせた造語。感染したパソコンに特定の制限をかけ、その制限の解除と引き換えに金銭を要求する。

②庁内情報化

県では、仮想化技術等により、情報システムのコスト削減に取り組み、一定の投資効果が得られています。また、マイナンバー制度の適切な運用を行うため、インターネット分離等のセキュリティ対策も強化しています。

情報システムは、社会の重要なインフラと位置づけられており、県民への行政サービス等を効果的に行うための不可欠なツールとなっています。

今後も引き続き、情報システムの効率的な運用による経費削減や、情報セキュリティの強化を行うとともに、効率的・効果的な行政サービスを行うため、働き方改革や官民データ活用への取組みが求められています。

3 基本方針

(1) 地域情報化の取組み方針

① 地域情報化のための基盤整備

県では、観光・交通情報等の発信力の強化、海外からの来訪者等に対する利便性の向上、災害時の情報伝達手段の充実のため、県内の公共施設を中心に無料公衆無線LAN「くまもとフリーWi-Fi」の整備に取り組んできました。

今後は、対象を交通拠点及び交通機関、旅館やホテル等の民間施設へ拡大し、利便性の向上に加え、災害時における情報収集等のための安定した通信環境の確保に取り組めます。

超高速ブロードバンドについては、利用可能な地域が徐々に広がっているものの、地域差が大きいことから、民間通信事業者による整備を促進するため、市町村による基盤整備に係る国の交付金の要件緩和について国に要望するとともに、市町村や通信事業者と連携し、地域住民の超高速ブロードバンド利用の機運醸成を図るなど、これまで同様、未整備地域の解消に取り組んでいきます。

携帯電話のサービスエリアについては、平成27年3月末までに99.9%と県内のほぼ全世帯がカバーされているものの、一部不感世帯が残っており、国や市町村、関係機関と連携しながら、引き続き不感世帯の解消に努めていきます。

② ICTを活用した課題解決と地域活性化

「熊本復旧・復興4カ年戦略」における取組みにICTを活用し、地域の現状やニーズを踏まえた地域振興を図っていきます。

具体的には、平成28年熊本地震について、アーカイブ化等ICTを活用した防災の「知」の集積と「記憶・記録」の継承・発信を行い今後の災害対策に活かすとともに、AI・IoT関連技術を活用した産業技術の高度化やビッグデータ活用の推進等、創造的復興に向けた企業の生産性・収益向上及び新たなイノベーション創出等の取組みを支援します。

また、最新のICTを活用した「スマートひかりタウン熊本^{※6}」の取組みをデータ活用等に拡大させるなど、地域活性化や観光、農業、教育、医療、介護、健康保持・増進等の地域における様々な課題解決に、市町村、団体、企業等と連携し取り組めます。

更に、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づき、本県における官民データ活用推進計画を策定するとともに、マイ

ナンバーカードを活用した住民サービスの向上等、国の施策や他の地方公共団体の先進事例を活用しながら、より充実した行政サービスに取り組みます。

③情報セキュリティの確保

関係機関・団体等と連携し、県民への情報セキュリティに関する情報提供や意識啓発に努めるとともに、県内市町村を対象としたセキュリティクラウドの共同運用、管理等により、市町村のセキュリティ対策を支援します。

④ICTを有効活用できる人材の育成

ICTやデータ活用のための実践的な教育、研修の機会を提供するなど、産学官で連携しICTに関わる人材の育成に取り組みます。

また、引き続き、次世代を担う子どもたちに対するICTの活用に係る教育の充実に取り組みます。

※6 スマートひかりタウン熊本

熊本県と熊本市、NTT西日本が「スマートひかりタウン熊本」の包括連携協定を締結（平成24年2月）し、ICTの利活用による地域活性化等に取り組んでいる。

（2）庁内情報化の取組み方針

国の情報化施策を踏まえ、行政データのオープンデータ化に取り組み、官民データの活用に繋がります。

また、業務システムについては、仮想化技術の活用を進めるとともに、分散処理技術等によりシステムの安定稼働と使い易さの向上、コストの削減等の観点から、引き続き不断の見直しを行うとともに、働き方改革への取組みとして、オンライン会議やリモートアクセス等を導入し、より一層の業務効率化を図ります。

また、ウェブアクセシビリティに対応した情報発信により、県民への的確な情報提供に努めます。

なお、情報セキュリティ対策として、これまでもウィルス対策システムの導入やインターネット分離等による対策に取り組んできましたが、電子メールのセキュリティを強化するとともに、職員研修等による職員のセキュリティ対策の徹底により、情報セキュリティの更なる強化を図ります。

4 推進体制

市町村や各種団体、大学、NPO、企業等と連携・協働し、官民データの活用や人材育成など、様々な分野における情報化を進めます。また、副知事を本部長とし、知事部局、警察本部、企業局、教育庁で構成される「熊本県高度情報化推進本部」において、全庁的に情報化施策の推進を図ります。

なお、「情報化施策推進方針」は、社会情勢やICTの技術進展を踏まえ、毎年度内容の検証を行い、必要に応じて改定を行います。